第３５回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録

［日　時］　平成２０年９月２４日（水）午後７時３０分～午後９時

［場　所］　生駒市役所　４０３・４０４会議室

［出席者］

（委　員）　石田榮仁郎、緒方賢史、金谷重樹、三村英子

（実施機関職員）　職員課長・川口忠良、同課課長補佐・真銅　宏

環境事業課長・山本喜久治、同課課長補佐・中谷泰也

（事務局）　企画財政部長・中田好昭、総務課長・高田明平

同課長補佐・堀本慎一、同課情報統計係長・市川　豊

同課情報統計係員・殿水成樹

［配付書類］

〔当日〕　１　レジュメ

２　第34回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録（案）

３　諮問情第9号・第10号最終答申（案）

４　諮問情第11号・第14号関係資料

５　その他～不服申立て状況

（上記２～５の文書は事前に送付済み）

〔審議等事項〕

１　第 34 回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録（案）について

２　諮問情第 9 号及び第 10 号最終答申案について

３　諮問情第 11 号について（職員課）

４　諮問情第 14 号について（環境事業課）

５　その他

≪審議等内容≫

１　第 34 回生駒市情報公開及び個人情報保護審査会会議録（案）について

・前回会議録について確認、承認。

２　（１）諮問情第 9 号の最終答申案について

・答申 9 号最終答申案について確認、承認。

（２）諮問情第 10 号の最終答申案について

・答申 10 号最終答申案について確認、承認。

３　諮問情第 11 号について（職員課）

（１）経過概要

・事務局から本件第 11 号の経過についての概要報告があった。

・なお、不服申立人からの意見書は、未提出であること報告する。

（２）実施機関の理由説明及び質疑

第 11 号担当実施機関の職員から、公文書部分開示決定理由説明書に沿って不開示とした理由について説明があった。

○ 開示請求内容は、「市民活動推進課の出勤簿及びタイムカード　平成 15 年度分より平成 20 年 3 月分まで」であり、対応する文書として「市民活動推進課職員の平成 15 年 4 月分～平成 20 年 3 月分までの出勤表」を部分開示決定した。

○ 部分開示した内容は、出勤表備考欄に記載されていた特別休暇の情報であり、最高裁判例も参考に、本市情報公開条例第 6 条第 2 号（個人情報）を適用し部分開示と決定した。

（３）　委員から質疑があり、実施機関の職員が応答した。主な質疑・応答は次のようなものであった。

〔質疑〕部分開示とした出勤表の枚数と内容は。

〔応答〕総枚数で約500枚弱の出勤表が開示対象文書であったが、そのうち部分開示としたのは、資料として提出している6名分の6枚で、その他は、すべて開示している。また、部分開示した内容は、出勤表備考欄の特別休暇取得の情報で、最高裁判例からも個人に関する情報であり、本市条例第6条第2号に該当すると判断した。

4　諮問情第14号について（環境事業課）

（１）経過概要

・事務局から本件第14号の経過についての概要報告があった。

・なお、不服申立人からの意見書は、未提出であること報告する。

（２）実施機関の理由説明及び質疑

・第14号担当実施機関の職員から、公文書部分開示決定理由説明書に沿って不開示とした理由について説明があった。

○ 開示請求内容は、「ゴミ収集カレンダー入札他一件、ゴミ資源袋　入札他一件、同上作成物の配布の起案一件　19年度及び20年度用」であり、対応する文書として「・ごみの収集日程カレンダー印刷に関する入札関係文書（平成18、19年度）　・びん、缶等専用袋に関する入札関係文書（平成18、19年度）　・資源ごみ・有害ごみ専用袋及びごみ収集日程カレンダー配布関係文書(平成18､19年度)」であり、部分開示決定した。

○ 部分開示した内容は、対象文書中の、「自治会長の住所、電話番号。ごみ袋配布先の住所、氏名及び電話番号。管理人の氏名、入館キーの暗証番号。ごみの収集カレンダー印刷及びびん・缶専用袋の入札に関して委任を受けた者の印影、従業員の氏名。」であり、本市情報公開条例第6条第2号（個人情報）を適用し部分開示と決定した。

（３）　委員から質疑があり、実施機関の職員が応答した。主な質疑・応答は次のようなものであった。

〔質疑〕諮問情第９号（広報課）の部分開示の内容と同じと考えて良いか

〔応答〕基本的に、カレンダーやごみ袋の配布は自治会を中心として実施しているので、配布リストは、広報紙の配布リストとほぼ同じと考えられる。また、入札関連の文書についても、入札代理人の印影等、広報課の場合と同様である。

〔質疑〕開示文書中に、配布先の集合住宅名欄が不開示とされているものがあるが、その内容は、どのようなものか。

〔応答〕さきほど、広報紙の配布先とほぼ同じと説明したが、一部、自治会に加入さていない世帯や共同住宅にもごみカレンダーやごみ袋を配布しており、リストとし広報紙の配布先とまったく同一ではない。

ご指摘の開示文書中の集合住宅名欄を不開示としているのは、先の述べた自治会未加入の配布先で、なおかつ配布先として個人名を記載している場合であり、個人情報であるため不開示とした。

５　その他　　次回開催予定の確認